

校外係細則

第1条 校外係の選出は、次のとおり行う。

- (1) 校外係は、各地区ごとに1名を選出する。
- (2) 校外係に欠員が生じたときは、本部役員に一任する。

第2条 校外係の任期は1年とする。

第3条 会長または副会長が召集することができる。

第4条 この細則の変更は、運営委員会の議決による。

附 則

この細則は令和5年2月1日から実施する。